

## 望ましい教育環境の整備(3小学校の統合)について

### 1 望ましい教育環境の整備(学校統合)に対する意向

#### (1) 高島小学校

令和2年2月7日付け高島小学校PTA会長名で「高島小学校の統廃合について」を標題とする文書が提出され、その中で「望ましい教育環境の整備方針に関する保護者の意見交換会において意見を取りまとめた」旨の報告があり、その内容は次のとおりです。

- ①池田小学校との統合は、条件を協議していきながら、令和4年4月、若しくは令和5年4月が適当と考える。
- ②統合に当たっての条件として、今後、当会としての意見を取りまとめ、今年度末までには報告する。

#### (2) 利別小学校

令和元年12月27日付け利別小学校PTA会長名で「統合についての意向表明」を標題とする文書が提出され、その中で「12月9日開催の臨時総会において、PTA役員は統合に対し「適」と判断し、利別小学校と池田小学校の統合について役員に一任いただけるよう諮った」旨の報告があり、その内容は次のとおりです。

- ①投票の結果、賛成(55.3%)が反対(44.7%)を上回ったため、PTA役員は統合に対し「適」と判断する。
- ②賛否が拮抗していること、学校統合に対してのみ「適」と判断しただけであり、統合時期や統合する際の条件など教育委員会の提案すべてに「適」と判断したものではないこと、複式学級解消に最大限の努力を要望する。

#### (3) 未就学児の保護者

これまで開催した説明会において、未就学児保護者の出席が芳しくなかったことから、幼稚園・保育所に通園(所)している幼児の保護者に対して、改めて、教育委員会の方針等を記した文書を送付し意見・要望の提出をお願いしましたが、意見等はなかったところです。

### 2 教育委員会の姿勢・方針等

#### (1) 姿勢

これまでの説明会などでの保護者の意見等を真摯に受け止め、今後、統合に当たっての意見・要望等には、丁寧な対応に努めます。

#### (2) 方針 …「望ましい教育環境の整備方針」は資料1

- ①教育委員会として、将来を見据え、責任を持って主体的に方針を決定します。
- ②限られた予算を集中的・効果的に措置しながら教育活動の充実を図ります。
- ③児童が不安なく円滑に新たな学校生活に移行できるよう、同時期に町内小学校3校を1校に統合し、統合後の学校は池田小学校とします。
- ④統合時期についての考え方は、次のとおりです。

ア 高島小学校は令和2年度から児童数が10人で養護教諭・事務職員が未配置、令和5年度には児童数が7人となる見込です。

イ 利別小学校は令和4年度に教科等が異なる4・5年生の複式1学級、6年生は7人の極めて小規模な単式1学級で、令和5年度以降もこうした状況が予想されます。

\* R5→5・6年複式 R6→6年生6人単式 R7→2・3年複式 R8→3・4年複式 R9→2・3年複式、4・5年複式

ウ できる限り早期に必要な準備期間を経て統合し、一定程度の学級規模を確保します。

エ 準備期間については、他町の実例及び各小学校長からの意見を踏まえ2年間とします。

オ 以上から、統合時期は令和4年4月1日とします。

### 3 望ましい教育環境の整備(学校統合)に向けた取組の主なもの ……詳細は整備方針の別紙

具体的な取組を進めるに当たっては、関係機関及び学校、保護者等と十分な協議・検討を行います。

## (1) 指導体制等

- ①高島小学校は、令和2年度に事務職員が未配置となることから町費による事務職員を配置し、利別小学校は、令和2年度の複式学級の学習指導等の困難性を踏まえ、解消に向けた町費臨時教員を増配置します。
- ②学校統合後に、低学年は小学校教育に適応する上で重要な時期であることから、臨時教員4人の配置を前提として、町独自に1・2年生の30人以下学級の実施を検討します。
  - \* 現行基準は、学年学級で1・2年生35人以下、3・4年生35人以下(見込み)、5・6年生40人以下で1学級
  - \* 町独自基準は、学年学級及び支援学級の合計児童数が30人を超える場合に30人以下で1学級

### 【令和4年度統合後の想定（低学年30人以下学級）】

(R2.1月末現在推計)

	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	児童数		学級	児童数		学級	児童数		学級	児童数		学級	児童数		学級
	学年	支援		学年	支援		学年	支援		学年	支援		学年	支援	
1	39	-	2	31	-	1+1	31	-	1+1	32	-	1+1	23	-	1
2	32	-	1+1	39	-	2	31	-	1+1	31	-	1+1	32	-	1(+1)
3	31	3	1	32	-	1	39	-	2	31	-	1	31	-	1
4	23	5	1	31	3	1	32	-	1	39	-	2	31	-	1
5	37	6	1	23	5	1	31	3	1	32	-	1	39	-	1(+1)
6	31	4	1	37	6	1	23	5	1	31	3	1	32	-	1
計	193	18	7+1	193	14	7+1	187	8	7+2	196	3	7+2	188	-	6(+2)
教員	道:教員数 8 道:統合加配数 1 町:臨時教員数 4			道:教員数 8 道:統合加配数 1 町:臨時教員数 4			道:教員数 8 町:臨時教員数 1(担任) 町:臨時教員 3			道:教員数 8 町:臨時教員数 1(担任) 町:臨時教員数 3(少人数)			道:教員数 7 町:臨時教員 4(担任、又は少人数)		

\* R8は小2の30人以下学級及び小5の35人以下学級の実施、又はいずれかの実施を検討

- ③学校統合後に児童が不安なく学校生活が送れるよう、きめ細かな指導の充実に向けた教員の増配置を北海道教育委員会に要望します。
- ④勤務年数や希望等も考慮した上で、できる限り統合元の学校から統合後の学校への教員の異動に努めます。

## (2) 通学方法等

- ①バス通学について、具体的な時間・経路を示します。
- ②必要に応じ、バス運行時間を考慮した始業・下校時間の見直しを行うとともに、学校と協議した上で、当分の間、添乗指導を検討します。

## 4 今後の予定

### (1) 令和2年3月27日～

- ①文教厚生常任委員会所管事務調査（方針案の説明）
- ②教育委員会会議（方針の決定）
- ③望ましい教育環境の整備方針（学校統合等）に関する保護者等への周知
  - \* 新型コロナウイルス感染症対策のため説明会を自粛し、教育委員会ホームページで周知
- ④保護者からの要望等に対する検討

### (2) 令和2年4月～

- ①学校統合前後の教育活動等の具体的検討・実施
  - ア 通学方法など保護者等への具体的内容の提示・協議
  - イ 児童間の交流活動等の実施
  - ウ 教育活動等の検討組織の設置 など
- ②学校の閉校に向けた体制等に係る学校関係者との協議

### (3) 令和2年6月

「池田町立学校設置条例の一部を改正する条例」（案）の議会提出